

死刑廃止をめざして 2020.9 第7号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・2020年度活動方針について..... 9
- ・無期刑受刑者の処遇に関する勉強会について..... 9
- ・2019年11月内閣府世論調査(死刑制度に対する意識調査)について..... 10
- ・弁護士会の死刑廃止の取組状況について..... 10

2020年度活動方針について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局長

小川原 優之(第二東京)

2020年7月16日に開催された、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の全体会議(理事會内本部)において、今年度の活動方針案が異議なく承認されました。

活動目標としては、死刑制度の廃止を実現するため、

(一) 法務省内に、死刑制度を含む刑罰制度改革のための協議を行う

う審議会(有識者会議などを含む)が設置されるよう働きかけること。

(二) 国会において、死刑執行停止法案を速やかに成立させることなどとなりました。

もともと日弁連は、2016年の福井宣言の中で、死刑を廃止するに際して、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑と

して「仮釈放の可能性がない終身刑制度」などを検討するよう求め、また刑罰制度改革について、「刑法を改正して、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑として一元化し、拘禁刑の目的が罪を犯した人の人間性の回復と自由な社会への再統合・社会的包摂の達成にあることを明記すること」を求めています。

また福井宣言後も、我が国にお

いて死刑の執行は続いているものの、この間、「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」(会長・河村建夫衆議院議員)が設立され、さらに国会議員と日弁連委員との意見交換などを通じて、冤罪による誤った死刑執行の危険性などから、死刑の執行停止に理解を示す国会議員も増えてきています。

このようなことから、死刑制度

を含む刑罰制度改革のための協議を早急に行う必要があり、そのため法務省内における審議会(有識者会議を含む)の設置と協議に基づき法案が成立するまでの間、暫定的に死刑の執行を停止する法律が速やかに成立することを求める要請活動を行うことが、活動方針として承認されました。今後、各地において政党、国会議員に対する陳情活動を実施する予定です。

日弁連としては、各地の弁護士会・弁護士会連合会との活動の連携をはかることのほか、活動方針として、次の各事項について承認されました。

- ・死刑の廃止へ向かう国際的動向を踏まえ、諸機関と国際的な連携を図る。

- ・研究者に対する活動
- ・死刑制度廃止を含む刑罰制度改革について協働して研究する。
- ・死刑制度の廃止に向けての世論喚起のための活動
- ・マスコミに対する働きかけのほか、街頭活動及びWEBなどを利用した市民に対する働きかけを行う。
- ・宗教団体など諸団体・諸機関に対し、死刑制度の廃止に向けて働きかけを行う。
- ・死刑の代替刑と受刑者の処遇について提言する。
- ・死刑確定者の再審査支援活動に対する理解を求める活動を行う。

無期刑受刑者の処遇に関する勉強会について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部委員

田鎖 麻衣子(第二東京)

本年7月13日、中村悠人・関西学院大学准教授を講師に招き、無期刑受刑者の処遇に関する勉強会を開催した。中村准教授は現在、科学研究費助成事業として無期刑受刑者処遇に関する研究(研究代表・石塚伸一龍谷大学教授・当実現本部委員)に取り組んでおり、その現時点での成果等につきお話しいただくことになった。

講演では、まず前提として、無期刑の執行状況につき公表データ(法務省保護局「無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について」及び矯正統計年報)をもとに概観。無期刑新受刑者数は減少しているものの

(ピーク時の2006年が136人に対して2018年は25人)、出所者総数が増加しないため、年末在所無期刑受刑者はピーク時(2013年は1843人)から若干の減少(2018年は1789人)に留まる。出所事由には仮釈放と死亡があるが、2009、2018年の10年間の平均では、無期刑仮釈放者が8・9人、うち新たな刑の執行において仮釈放となった者(無期刑新仮釈放者)に限ると平均6・7人。これに対して死亡者の平均は21人と新仮釈放者の3倍超であり、出所者数の抑制は仮釈放者数の伸び悩みによる

ことがわかる。新仮釈放者の平均受刑在所期間は、最長だった2010年の35年3月から減少傾向にあるものの、2017年で33年2月、2018年で31年6月と、30年を上回る。仮釈放自体が少なく、かつ仮釈放までの在所期間の長期化により、必然的に無期刑受刑者の高齢化が進み、2018年末は、全体の約8割を占める在所期間10年以上の受刑者の平均年齢が60・34歳、全体でも50歳代以上の受刑者が7割を超える。

こうした在所期間の長期化と高齢化の下での無期刑受刑者処遇の実情はどうなっているのか、既の実施したLA・LB指標の刑事施設各2カ所に対する質問調査

(受刑当事者に対する調査には困難が伴ったため、施設側から回答を得る方式)により得られた情報をもとに、本題についての報告がなされた。L指標施設には有期刑受刑者も収容されているが、無期に特別な処遇は実施されていない。もっとも、仮釈放が困難な現状において、無期刑受刑者に社会復帰後の生活をイメージさせるための意識的な取組はなく、むしろ、所内生活の送りやすさ(その内実は不明確で施設によっても相違があることであった)が主たる目標とされているとのことであり、この点は皮肉にも、短期を含む有期刑受刑者とは異なる処遇の特色

を、また具体的な処遇場面でも、例えば職業訓練の対象者としては出所が近い受刑者が優先される、あるいは、無期刑受刑者は他施設での集合訓練の募集対象外とされるため自庁訓練に限定される、といった具合に、無期刑受刑者が実際に受けられる矯正処遇に一定の制約があることが窺われた。さらに、無期刑受刑者は些細なことで心情を乱す傾向にあり、「心情の安定」が処遇のキーワードとなっているという報告は、死刑確定者に対する処遇の実情とも共通し、示唆的である。

なお、中村准教授からは、刑務官からも仮釈放の積極化を望む声がかかれたことが指摘され、仮に仮釈放の可能性のない終身刑が導入されれば、もっぱら施設内で生涯を送るための心情の安定が処遇の中心となるであろうが、社会復帰を前提としない処遇、とり

わけ矯正処遇が許容されるのか、との問題提起がなされた。死刑の代替刑としての終身刑やその減刑制度を具体的に構想する上でも避けられない問題である。今後に向け様々な気づきや手がかりの得られる有益な勉強会であった。

勉強会の様子(講師はZoomにより参加)

勉強会の様子(講師はZoomにより参加)



勉強会の様子(講師はZoomにより参加)

2019年11月内閣府世論調査 (死刑制度に対する意識調査) について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局長代行 釜井 景介(沖縄)

本年1月17日、死刑制度に対する意識調査を含む「基本的法制度に関する世論調査」(2019年11月実施)の結果が公表されました。これを受け、当本部においてその内容を直ちに検討し、同月23日、日弁連会長談話を発表しています。

死刑制度に関する政府の世論調査は、質問数や質問表現に変化はありませんが、昭和31年から実施され(平成元年以降は5年ごと)に、今回が11回目になります(なお、選挙権年齢の引下げに合わせ、今回、調査対象年齢が18歳以上に拡大されました)。調査回収率は年々低下してきており、今回は、前回の60.9%を大幅に下回る52.4%でした。特に大都市の回収率が低くなっています。もはや、世論調査の結果をもって国民全体の意見に一般化することは到底できないレベルの低い回収率になっています。

調査結果は、平成26年11月実施の前回調査の結果とほぼ変わりはありません。主な回答結果を見てみましょう。

死刑制度に関し、「死刑は廃止すべきである」(①)が9.0%(前回9.7%)、「死刑もやむを得ない」(②)が80.8%(前回80.3%)です。さらに、「死刑は廃

止すべきである」の回答者のうち、「すぐに全面的に廃止する」が36.6%(前回43.3%)、「だんだん死刑を減らしていき、いずれ全面的に廃止する」が57.0%(前回54.53%)、「死刑もやむを得ない」の回答者のうち、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」(③)が39.9%(前回40.5%)、「将来も死刑を廃止しない」(④)が54.4%(前回57.5%)となっています。

仮釈放のない終身刑が新たに導入される場合の死刑廃止の可否については(日弁連が公表した意見書で指摘した点を踏まえ、前回調査から追加された質問)、「死刑を廃止する方がよい」が35.1%(前回37.7%)、「死刑を廃止しない方がよい」が52.0%(前回51.5%)となっています。

死刑の犯罪抑止力に関する問もありました。死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えると思うかどうかという問いに対し、「増える」が58.3%(前回57.7%)、「増えない」が13.7%(前回14.3%)となっています(なお、死刑の犯罪抑止力の有無については、「分からない」(どちらともいえない)が正解のようですが、凶悪犯罪が増える」と考えている国民が圧倒的に多いのが気になります)。

我が国の国民の大多数は死刑を支持していると言われています。その根拠にされているのが、前記「死刑もやむを得ない」の回答割合(80.8%)です。その選択肢の表現の問題はさておき、この数字だけに着目すると、確かに国民の大多数が死刑に賛成しているかのように見えます。しかし、「将来」の死刑廃止の可否に対する態度という基準で分けてみると、廃止賛成(①+③)は41.3%(前回42.2%)、廃止反対(④)は44.0%(前回46.1%)となります。更に注目すべきは、将来も廃止しないという回答者(④)のうち20.5%(前回21.1%)もの者が、終身刑が新たに導入されるならば、「死刑を廃止する方がよい」と回答していることです。

こうして見ると、我が国の国民の大多数は死刑を支持しているという評価が適切ではないことをご理解いただけるかと思えます。死刑制度に関する世論の中身を更に正確に把握するためには、日弁連が2018年7月に内閣総理大臣及び法務大臣に提出した「死刑制度に関する政府世論調査に対する意見書」(2018年6月14日公表)において提言したように、質問表現の修正(「死刑は廃止すべきである」・「死刑もやむを得ない」ではなく、「どちらかと言えば」死刑は廃止すべきである)・死刑は残すべきである(「どちらかと言えば」死刑は残すべきである)に修正する)や質問の追加(国民の死刑制度に関する情報の認知度を把握するための質問等)を行う必要があります。

日弁連は、政府に対し、再三にわたり、日本において国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることなどを求めてきました。政府は我が国の大多数の国民が死刑を支持しているとして、死刑廃止に関する議論を喚起するような施策を取らないままです。しかし、死刑制度に対する世論は廃止賛成・反対に二分されているわけではなく、その境界は流動的です。

国際社会が死刑廃止に向かっていくことは疑いの余地もありません。政府は、死刑執行の実態(基準、手続、方法等)や死刑確定者に対する処遇、死刑廃止国における犯罪に関する統計等死刑制度に関する情報を国民に広く公開・提供し、死刑制度に関する社会的議論を喚起していく義務を負っているというべきでしょう。

市民とともに死刑制度の問題を学び明らかにしていく作業を怠ってはいけません。各弁護士会の主催で開催された死刑に関するシンポジウム、学習会等は2019年の1年間だ

弁護士会の死刑廃止の取組状況について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長 土井 裕明(滋賀)

各地の弁護士会の取組

2011年の高松市での人権擁護大会において、日弁連は「死刑のない社会が望ましい」との立場を明らかにして、死刑制度についての全社会的議論を呼びかけるという決議を採択しました。その5年後には、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度改革を求める宣言」(福井宣言)で、死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明確にしました。

日弁連のこうした動きに呼応して、死刑廃止について議論し、死刑廃止を目指す動きは、弁護士会、弁護士会連合会でも広がっています。2017年4月の時点で、死刑制度について検討する組織が設けられていた弁護士会は、31会にとどまっていた。しかし、2020年7月には、全国52会中、44の弁護士会がこの種の組織が設置されています。また、死刑の執行に抗議する会長声明をこれまでに出した弁護士会は、既に40会に上っています。

市民とともに死刑制度の問題を学び明らかにしていく作業を怠ってはいけません。各弁護士会の主催で開催された死刑に関するシンポジウム、学習会等は2019年の1年間だ

弁護士会・弁護士会連合会の死刑廃止決議

弁護士会が行う死刑廃止の議論は、哲学論争ではありません。犯罪を抑止するための手段として死刑制度が適当かどうか、誤判も少なくない刑事司法全体の枠組みの中で死刑制度が今のままでよいのか、被害者遺族の被害感情に配慮するには死刑制度を維持する以外に方法はないのか、という法制度上の問題です。被害者遺族の心情を考慮すべきという強い意見があるのは当然ですが、むしろ死刑制度が廃止されている諸国の方が日本よりも被害者支援が進んでいる、という事実を目を向ける必要もあるでしょう。

死刑廃止の決議案を総会に諮る過程で、丁寧に時間をかけて議論を積み重ねていくことには、大きな価値があります。総会までに学習会や討論会を重ね、議論を成熟させていけば、満場一致とはいかなくても、おのずと一定の結論に到達することと思えます。

刑事裁判の実情を最もよく知っているのは私たち弁護士です。刑事被告人の境遇も、被害者遺族が置かれる状態も、私たち弁護士は近いところで知ることができる立場にあります。今後とも是非、全ての弁護士会で、死刑廃止に向けた議論が活性化することを期待します。

市民とともに死刑制度の問題を学び明らかにしていく作業を怠ってはいけません。各弁護士会の主催で開催された死刑に関するシンポジウム、学習会等は2019年の1年間だ